

山梨県環境整備センター（明野処分場）における水質予測等調査検討委員会 運営の業務委託に係る一般競争入札公告

山梨県環境・エネルギー部環境整備課が発注する山梨県環境整備センター（明野処分場）における水質予測等調査検討委員会運営業務委託に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和6年7月31日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 業務の名称及び数量

山梨県環境整備センター（明野処分場）における水質予測等調査検討委員会運営業務委託 一式

2 業務の仕様等

入札説明書で定める内容等であること

3 履行期間

契約日から令和7年3月31日（月）まで

4 履行場所

県指定場所

二 事務を担当する所属

山梨県環境・エネルギー部環境整備課計画担当

三 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）

2 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法

（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する山梨県物品等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

4 平成26年4月1日から令和6年3月31日までの過去10年間において、国又は地方公共

団体と次の業務をいずれも1回以上受託し、当該契約を履行した実績を有すること。

- (1) 最終処分場における浸出水の水質予測に関する業務
- (2) 最終処分場における跡地利用の計画や設計等に関する業務
- (3) 専門委員会等の運営支援業務

四 入札手続等

1 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館8階

山梨県環境・エネルギー部環境整備課計画担当

電話番号 055-223-1515

メールアドレス kankyo-sb@pref.yamanashi.lg.jp

2 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から令和6年8月5日(月)午後5時までに持参もしくは電子メールにて提出すること。なお、持参の場合は、県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出すること。電子メールにて提出する場合は、別途原本を郵便にて送付すること。

3 入札及び開札の日時及び場所

令和6年8月8日(木)午前10時30分

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁防災新館409会議室

4 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法

規則128条第1項の規定により定められた最低制限価格を設定し、規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の制限内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。なお、最低制限価格は、工事に係る業務委託における最低制限価格制度実施要領の第3条を準用し、土木関係の建設コンサルタント業務の区分を用いることとする。

五 その他

1 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第108条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

2 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

3 違約金の有無

規則第120条に該当する場合は、違約金を徴収する。

4 契約書作成の要否

要

5 その他

落札者が契約締結までの間に三に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は入札説明書による。